(スペイン刑法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎 このページの上位ページは、http://www.kokansihoo.com/codigopenal.html です。 (令和5年11月改訂)

第3編 軽罪およびその刑

第1章 人に対する軽罪

第 617 条~第 622 条 (削除)

第2章 財産に対する軽罪

第 623 条~第 628 条 (削除)

第3章 一般の利益に対する軽罪

第 629 条~第 632 条 (削除)

第4章 公序に対する軽罪

第 633 条~第 637 条 (削除)

第5章 軽罪の共通規定

第 638 条~第 639 条 (削除)

追加規定第1条 (2021 年改訂) 第20条第1号および第3号に規定する事由のいずれかにより刑事責任が免除される場合、検察庁は、事件の状況を考慮して、障害を持つ者を支援する措置の司法的採択のための(裁判)手続きを開始することの適否を評価する。またはそのような措置がすでに事前に取り決められている場合には、その見直しのために(裁判)手続きを開始することの適否を評価する。

追加規定第2条 政府当局は、未成年者または特別な保護を必要とする障害者が、本人の意思によるかどうかにかかわらず、売春していることを認識した場合、その者の上に家族的、倫理・社会的または事実上の支配力を行使する者の同意を得て、もしくは、それらの者がいない場合、または、それらの者が、その者を遺棄していて、監護責任を負わない場合には、直ちに、そのことを、それぞれの地域において未成年者の保護が委託されている公共組織および検察庁に、(それらが)それぞれの権限に応じて行動するために、通知する。

追加条項第3条 被害者の告発または請求を通して、本法第267条および第621条に規定され、罰せられる違反行為に該当する行為に対して刑事裁判手続きが開始される場合、損害を受けたとみなされる同じ行為に関係する他のすべての者は、請求する損害賠償額に関係なく、開始される刑事手続きに出廷し、当事者となることができる。